

アメリカのナショナリズムの特色と現代的な意味合い

新川健三郎

フェリス女学院大学文学部及び大学院国際交流研究科教授

1 はじめに

私は女性学や平和学を専攻しているのではないが、今日国際平和の問題にきわめて大きな影響力をもつアメリカ合衆国について研究する者として、この共同研究会に参加させていただき、そして実際に国際平和にとって不安な要素となりかねないアメリカのナショナリズムについて、短い報告をさせていただくことにした。

今日アメリカのナショナリズムの動向は文字通りグローバルな規模でインパクトを与えるものとなっているが、一国覇権主義的な立場や認識に立ってアメリカの理念や制度の無限定的な拡張を志向し、極端な言い方をすれば世界の広範囲の「アメリカ化」を目指すような動きをアメリカニズムと呼ぶとすれば、アメリカのナショナリズムが今やアメリカニズムというべき様相を帯びようとしていることは否定できない。しかもそれはたんに現在の国際社会における力関係の所産というに止まらず、アメリカの国家の成り立ちやその辿ってきた歴史そのものに深く根を張っている問題でもあるのである。

だが本論に入る前に、新聞でも報道されたアメリカのナショナリズムの強さを反映する2つのエピソードについて言及したい。1つは自由と民主主義を標榜するアメリカにおいて、多くの初等学校で国旗（星条旗）が校舎や掲揚台のみならず教室にも掲げられており、児童は毎朝国家に忠誠を誓う星条旗への「忠誠の儀式」を行っている。（宣誓の言葉の原型ができたのは1892年で、1954年に「神の下に」の言葉が挿入された。）2年余り前に報道された出来事は、「神の下に」は憲法の政教分離に違反するのではないかとの訴訟がカリフォルニア州で起こされ、連邦控訴裁判所が違憲判決

を下したのに対し、連邦議会が翌日に圧倒的多数で抗議決議を採択し、司法の側は判決の「効力停止」という異例の措置を余儀なくされたことである。最高裁も訴訟を却下して幕が閉じられたが、ここには何にもまして国家への忠誠を重視するアメリカの体質が滲み出ていたといえよう。

もう1つは国際刑事裁判所（ICC）の件である。アメリカは当初（クリントン政権期）国際的犯罪を裁く立場という認識に立ってその実現に努めたが、ブッシュ政権は海外駐留のアメリカ軍兵士の犯罪が訴追の対象となる可能性を重大視して、2002年に署名を撤回し、その場合でも締約国にはICCの管轄権が及ぶため、各締約国に容疑をかけられたアメリカ人をICCに引き渡さないように求める2国間免責協定の締結をおし進め、2国間協定を結ばない国に対しては経済援助の停止といった圧力をかけようとしている。ここにはアメリカは国際的に「裁く」立場には立つが、「裁かれる」側に立たされることは拒否するという基本的なスタンスが反映しており、さらにアメリカを常に「正義」として強調しようとするナショナリスティックな姿勢と無縁ではないように思われる。

2 アメリカのナショナリズムの歴史的背景

アメリカのナショナリズムの特色について考える場合、まずその歴史的背景について目を向ける必要がある。アメリカは世界の近代史上最初の共和制国家を建設したわけだが、ナショナリズムはまさにそうした現実を自負する国民意識に根ざすだけでなく、実際に独立宣言に示された民主主義の理念を拠り所としている面が大きいからに他ならない。それはいわば近代市民社会の国民主権の原則や人民の基本権を重視した市民的ナショナリズム（civic nationalism）というべき性格をもち、その意味ではアメリカに限定されない普遍的な要素を含んでいたといえる。しかしそれだけにアメリカの辿ってきた歴史をみると、なぜこの市民的ナショナリズムが国内面で、さらには対外関係の分野で、十分にあるいは健全に機能してこなかったのかという疑問が強く出てくる。

この点でまず注目すべきは、アメリカが植民地時代から自治の制度が全

体に行き渡っており、自治の権利を守るということが独立革命の問題意識の核をなしていたこともあって、建国以前からいわば「生まれながらにして自由」な社会であるといった意識が浸透しやすかったことであろう。ヨーロッパの市民革命の場合、強固な「旧体制」を解体することが基本的な課題であり、その過程で自由とか民主的権利とは何かを問い続けることが避けられなかった。それに対し「旧体制」が存在せず「生まれながらにして自由」なアメリカは、その内実に関わりなく自由以外の何ものでもありえないといった自己像を生み出し、アメリカを絶対視する傾向を強めた。これはアメリカを外の視点に立って相対化したり、客観的にみることを困難にしたといえよう。実際にルイス・ハーツというアメリカの中でもヨーロッパ政治史専攻の研究者が米欧の比較といった視座からアメリカのこの特異な問題状況に着目し、アメリカは自由を信条化していると論じて、その弊害について警告を発していた。

またアメリカが移民を基盤とし絶えざる移民の流入の続く社会であるという多元的な国民構成の問題も、そのナショナリズムに独特の性格をもたせ、強化することになった。アメリカには特定の民族的な枠組みがあるわけではなく、歴史を通して外来者をいかに「アメリカ化」し、国民の統合を達成するかが国家的課題となってきた。とくに早くからの西欧・北欧系の「旧移民」と異なり、同化の点で不安をもたれた南欧・東欧系の「新移民」の激増やアジアからの移民の流入とともに、この問題は一段と深刻にならざるをえなかった。

このような状況の下でアメリカが統合の課題で成果をあげるには2つの方策が考えられる。1つは市民的ナショナリズムの政治的な活用であり、他方はそれとは矛盾する要素を含む可能性を孕んだ国家主義的な方策ということになる。

前者は国民の統合のための核として自由や民主主義の原則を前面に打ち出すことであるが、それはアメリカという国家や社会の存在理由をそうした何人たりとも否定できない普遍的な価値で提示し、統合の絆として機能させることに他ならない。つまりアメリカは通常 of 民族的な基盤を拠り所とする国家とは違って、いわば「理念の共和国」というべき性格を強める

ことになる。あるいはそれ以外に「アメリカ」とはいかなる社会かを認識させる手立てを欠いているといえるかもしれない。このことは市民的ナショナリズムの理念を国民に共有させる利点をもつ一方で、前述した「自由の信条化」といった弊害をいっそう深刻なものにすることになりかねない。自由や民主主義を体現したものがアメリカであり、そうした認識で国民の統合が可能になるとしたら、このナショナリズムにある種の独断的な要素が付きまとうのも避けられないことといえよう。その意味ではアメリカ即自由あるいは民主主義といった、アメリカの政権担当者から繰り返し出てくる言辭は、国家的課題の政治的必要と歴史的に深く関わっているのである。

だが国民の統合は崇高な理念だけで可能というものでもない。もっと直截的な国家への忠誠が不可欠とみるならば、そのための方策が追求されることになる。この点、先述した国旗への忠誠はまさにそのための手段の一環としての位置を占めており、それ故に重視されてきているのである。忠誠の宣誓が1890年代に登場したということも、アメリカの社会状況を如実に反映していて興味深いといえよう。アメリカへの移民は帰化の手続きにおいても忠誠心を明確にすることを求められたが、さらに「新移民」系などアメリカへの同化が困難なのではないかといった偏見をもたれた人々はいっそう積極的にアメリカ人になりうることを示そうと努力し、「120%」のアメリカ人といった過度の愛国心の表明がなされたりした。こうしたところにもナショナリズムの高まりを必然とするアメリカ独特の土壌が見出されるのである。

これらヨーロッパからの移民は同化の努力を通してアメリカ国民となり、社会的上昇の道も開かれたが、そこに見られる強い社会的流動性の現象も、いわゆるアメリカン・ドリームを実現するものとしてナショナリズムを高揚させる要素となった。それに加えてアメリカはフロンティアの存在を発展の重要な基盤としており、そこでも社会的流動性が際立ち、成功も失敗も個人の能力に帰させる個人主義的風潮とともに、競争原理を軸にした価値観がしっかりと根をおろしたが、平等なあるいは開かれた機会といった前提と結びついて、ここでもアメリカの市民的ナショナリズムのエトスが

現実のものとなっているといった国民意識がそれなりに強められたのである。

だがアメリカのナショナリズムをめぐるより根本の問題点は、どこまで市民的ナショナリズムの適用範囲として受けとめられたかということであろう。この点自由とか人権とかが考慮されたのは本来のアメリカ国民とみなされた部分に限定され、その外側におかれた人々についてはまったく異なる扱いがなされたのである。つまりアメリカのナショナリズムには市民的ナショナリズムとはまったく異質のエスニック・ナショナリズム (ethnic nationalism) と呼ぶべき側面があり、それが市民的ナショナリズムの理念そのものの実効性を大きく制約する要素となっていたのである。

このエスニック・ナショナリズムは一言でいえば人種主義的性格を有するナショナリズムということになるが、市民的ナショナリズムが普遍的理念を本来指向していたとすれば、それとは矛盾するといわざるをえなかった。しかし現実にはこの2つのナショナリズムがアメリカ社会に共存していたのであり、国内面では歴史を通して前者の偏見や差別を乗り越えようとする努力が積み重ねられているにせよ、とうてい克服できたとはいえず、対外面ではある意味で逆に強まっているとさえいえるような状況にある。

国内においてエスニック・ナショナリズムの対象とされ犠牲を強いられてきた最大の集団は、アフリカ系アメリカ人 (黒人)、先住アメリカ人 (インディアン)、アジア系ということになるが、状況によって他の様々な少数派に及ぶことがありえたのはいうまでもない。しかもこの過程でアメリカこそ市民的ナショナリズムの理念を体現したものとみていたために、エスニック・ナショナリズムの存在にも拘わらず、自由で民主的な社会であるとのアメリカ認識はなかなか揺らぐことがなかったといえるのである。以下で黒人とインディアンに関し若干言及することにする。

建国期に北部では奴隷制が廃止され、黒人は「自由黒人」となったが、一般に参政権は行使できず、職業選択の面でも様々な差別が存在していた。それにもまして奴隷労働として使役できない北部の黒人はむしろいない方がいい存在、つまり邪魔者とみなされ、彼らをアフリカへ送り返す動きさえあった。黒人にとって「自由」はアメリカの理念の享受を意味していな

かったのである。また南部の奴隷制は南北戦争を通して廃止され、公民権や参政権を認める憲法修正まで実現したが、「黒人解放」には至らなかった。それには様々な要因があるが、基本的には私有財産権に依拠した資本主義体制の価値観により黒人に対する土地の再分配に乗り出すことができず、解放された黒人の経済的な自立の基盤が築かれなかったことに加え、北部の産業資本の利害を重視する共和党が最終的には南部白人に黒人に対する扱いの自由裁量権を認めることを代償に南部への経済的進出を受け入れさせる政治的取引を行ったことが、黒人の運命を決したといえる。結局のところ黒人はアメリカの理念と利害の犠牲とされたのであり、そこにもエスニック・ナショナリズムの一面がみられるのである。

先住民問題に目を向けると、北アメリカにおけるイギリス植民地の場合、征服後労働力として使役したスペインや毛皮交易の取引相手として接したフランスの植民活動と異なり、土地の収奪のための排除を前提とし、その意味で「共存」を拒否した点に特色があった。

この方式はアメリカの建国以後も一貫して続き、近代史上もっとも苛酷な部類に入るジェノサイド的殺戮が繰り返されることになるが、そこには非アメリカとして捉えた社会の抹殺を指向した点で、エスニック・ナショナリズムの様相がきわめて極端なかたちで表出していたといえよう。またこのような状況下での先住民の地位に関するアメリカの認識の仕方は、アメリカの市民権をもとより拒否するだけでなく、外国人としての立場や権利も認めないというものだった。つまりアメリカの領域内にいる「特殊な人々」ということになるが、こうした点にも民主的な理念の筈のアメリカにおいて、先住民の悲劇がアメリカ側にほとんど問題にされずに存在し続ける一因があった。

もとより近代的市民国家において、こうした異常な事態をいつまでも放置できるわけではない。先住民の組織的な抵抗力が潰えたとみなされた19世紀末にアメリカは政策の切り替えに踏み切った。それは殺戮の歴史に終止符を打ち、先住民の生存を許容するという点で前進がみられたが、その条件として一般に不毛の土地を居留地として設定し、そこへの移住を強制したことにより、事実上先住民の生活基盤を従来にも増して悪化させた。

だがナショナリズムという視点からみてこの強制収容所的な方策以上に注目すべきは、アメリカ市民になるレールの設定の仕方であろう。生存を前提とする以上、「特殊な人々」のままで放置できず、市民になる道を開くのは当然といえるが、これは先住民の共同体的な部族社会の解体を強制し、アメリカの価値観、とくに個人を主体とする私有財産権をもとにした社会に作り変える内容であった。言い換えれば先住民社会の「アメリカ化」を企図し、その実施に乗り出したのである。そこには「非アメリカ」的要素をアメリカに受け入れるには、「アメリカ化」を前提条件とするアプローチが提示されたのであり、いわば市民的ナショナリズムとエスニック・ナショナリズム双方の結合といった意味合いが認められたのである。この方策はうまく機能せず、先住民の生活の破綻が加速するなかでおよそ半世紀後には軌道修正を迫られることになる。

3 アメリカのナショナリズムと「帝国」の形成

アメリカのナショナリズムは国内ないし大陸部において以上のような展開がみられたが、対外関係においても重要な政策理念あるいは国民意識として機能し、「帝国」の形成に際立った役割を演じた。そこでも市民的ナショナリズムとエスニック・ナショナリズムの双方が関わりを有したが、一種の「体制論」的な性格を帯び、また「アメリカ例外主義」的な意識を伴っていたところに、アメリカ的というべきユニークさが認められたといえる。

その最初の顕著な事例は 1823 年に出されたモンロー主義である。これはナポレオン戦争後の中南米諸国の独立に対する神聖同盟側の干渉の可能性と太平洋方面でのロシアの南下の動きに対抗して、ヨーロッパとの相互不介入と再植民地化反対をアメリカの政策方針として表明したもののだが、注目すべきはその根底に横たわる体制論の論理であった。つまり独立後ともかく共和制に向かったラテンアメリカを含めてアメリカを民主的な世界と規定する一方、ヨーロッパを全体として非民主的な専制の世界と捉え、双方の体制が異なるが故に相互に介入すべきではないとの議論を展開したの

である。ここには西半球におけるアメリカの先進的立場の自認のみならず、とくにヨーロッパに対する政治的な優越意識が脈打っていたのは否定できない。そしてこのアメリカの理念を梃子としたナショナリズムは、ラテンアメリカがまだとくに経済的にはヨーロッパ圏というべき状況にあったにもかかわらず、観念的には中南米をアメリカ圏として把握する膨張指向の発想を内包していたのである。

ついで 1840 年代には大陸部を舞台にきわめて積極的な膨張論が台頭し、国民意識の中に定着していった。これは「明白な運命」として知られる思想だが、そのポイントはアメリカ人は神の豊かな恩寵の下にもっとも民主的な社会を築いてきたが、このすばらしい社会を拡大するのはまさに神の意思に適う明白な運命であり、アメリカ人はその膨張のために邁進すべきであるといった主張だった。

これはアメリカを民主化あるいは文明化の担い手として捉え、周辺地域もアメリカに取りこまれたり非アメリカ的要素が払拭されることによって良くなるとする膨張肯定論であり、当初は先住民地域はいうまでもなく当面のターゲットとなっていたメキシコ領を念頭においた発想だったが、それは論理的には大陸部を超えて無限定的に広がっていく可能性を孕んでいた。実際に 19 世紀末アメリカの海外進出の動きが本格化するのに伴ない、「明白な運命」の対象も拡大した。その過程でアメリカの領土とした場合もあるが、そうでない場合も民主化や文明化に向けてのアメリカの指導や援助の役割を強調し、アメリカの勢力圏の拡大を推進する点では一貫していた。問題状況や条件はもとより個々に違いがあるが、日本の占領改革、ヴェトナム戦争への落ち込み、さらには現在のイラクへの介入も、根底において「明白な運命」に通ずるものがあるとみることができよう。

また 19 世紀末アメリカは 1898 年の米西戦争等を契機に「帝国」形成の道に大きく乗り出すが、そこでもこれまで言及してきたナショナリズムの理念は色濃く反映し、アメリカ「帝国」のあり方やそれをめぐる国民意識に独特ともいえる様相を帯びさせることになった。当時すでに世界は帝国主義諸列強の勢力圏にほぼ分割されており、アメリカが海外に進出するには当然のことながら他の列強の植民地支配を切り崩したり、勢力圏に割り

込む必要があった。そこでアメリカは膨張の政策理念として反植民地主義あるいは門戸開放を掲げ、自らの立場の正当化を図った。例えば米西戦争の場合はスペイン植民地だったキューバの「解放」を大義名分として、議会は宣戦布告に際しわざわざキューバをアメリカの植民地としないことを決議したほどだった。中国に関する門戸開放政策においてもその領土ならびに行政上の保全を主張して、アメリカの非植民地主義的立場を強調した。

もとよりこれがアメリカの「帝国性」を否定するものでないことは明らかだった。戦後キューバを植民地化こそしなかったが、憲法制定に介入して内政干渉権、外交権の制約、軍事基地の永久租借をキューバに認めさせ、事実上の保護国とした。このうちグアンタナモ軍事基地はキューバ側の意向を無視して今なお保持しており、最近ではアルカイダ関係の容疑者の法的に問題のある収容に使用していることはよく知られている。さらに同じスペインの植民地だったフィリピンとなると、議会の非植民地化決議に言及されていなかったこともあり、アギナルドの独立運動を弾圧して植民地とした。だがその場合もアメリカによる自治の育成とか指導といった「明白な運命」の論理を正当化の理念として活用したのはいうまでもない。

このフィリピン獲得については、ナショナリズムの思想と関連して注目すべき動きが国内にみられた。それは一部の政治家や知識人のみならず財界人や労働運動指導者も加わって、反帝国主義連盟を結成し、領有に反対する運動を展開したことだった。そしてその論理はフィリピン人を共和政体の構成員とすることは不可能であり、植民地統治はアメリカの民主主義と相容れないとする市民的ナショナリズムの理念に依拠した批判であった。しかし膨張の推進側も前述したようにアメリカが民主的社会であるが故にフィリピンを領有すべきであると主張していたのであり、その意味で双方の立場は政策論に関し対立が表面化したにせよ、ナショナリズムの点ではいわば同じ土俵で取り組んでいたのである。そして世論はナショナリズムの自制的ではなく積極的な政策面での行使を支持したのだった。

それにもましてアメリカの価値観と膨張の政策論とを直接的に結合させたのは門戸開放政策といえる。これは排他的独占的な植民地支配に反対しつつ、進出の対象となる地域における経済活動の開かれた機会と自由な競

争を主張するもので、アメリカの自由を重視する理念とうまくかみ合うだけでなく、競争すればアメリカが勝つという実力の裏付けのもとに、アメリカの現実の利益にまさに合致するアプローチでもあった。したがってアメリカの勢力圏は「自由」という誰も批判できない倫理的価値観をもとに形成され、またその開放性の故に「開かれた帝国」と捉えられることになり、さらにこの開放性はアメリカの勢力圏の境界を曖昧にするとともに、明確にそれと認識できないままにアメリカ圏を拡大できるという効能をもっていた。アメリカのニューレフト史学の泰斗ともいべきウィリアム・A・ウィリアムズはアメリカ国民がなぜ自らの「帝国」の営みをそれと認識できないのかを問題として、こうした自由競争を梃子とした開かれた支配圏の構築こそがアメリカ帝国主義の方策なのだと論じて、「門戸開放帝国主義」なる概念を提起した。これこそ他の列強とは異なる独自の「帝国」形成と運営の特色を検討した学術的な営みであったが、同時にそれはアメリカの「帝国」としての存在について盲目的な国民への啓蒙の役割を果たそうとしたとみることもできる。

だが「門戸開放帝国主義」には自由のイメージと結び付けられた「開かれた帝国」とは別の側面があることに注視する必要がある。それは経済的進出の場は開かれた状態に維持する一方で、その運営や安全を図るための戦略上枢要な地点の確保や支配を重視し、植民地として領有したり、軍事基地として利用しうる状況を手に行っていることである。通常の植民地経営と区別して、それを「拠点としての植民地あるいは基地」と呼ぶことができようが、アメリカ帝国なるものは現実にはこうした開かれた領域と力の拠点たる基地との結合という構造を有していることが見てとれる。そして基地も当初のハワイ、グアム、フィリピン、キューバ、パナマから、今日のグローバルな規模へと、アメリカ圏が地球を覆い包む勢いをもつとともに拡大してきているのはいうまでもない。

またこうしたアメリカの膨張の過程で、介入の論理にさらに新しい積極的な名分が加わった。これは初めアメリカが指導者意識を強く抱く西半球に関して打ち出されたが、きわめてナショナリスティックな国際警察力の一方的な主張であった。20世紀初頭までにラテンアメリカ諸国の多くは資

源開発などの資金をヨーロッパの先進資本主義国に依存し、巨額の債務を抱えたうえ返済が滞り、債権国から武力を含む介入を受ける危険性が出ていた。また政情の不安定から政治的危機にも繰り返し見舞われていた。こうした事態に対し、アメリカは1904年にヨーロッパ側の干渉には断固反対するというモンロー主義の方針に則って、ラテンアメリカに政治的あるいは経済的危機が生じた場合、アメリカが西半球の国際警察力として対処すべき立場に立っているとの政策論を打ち出した。これは純然たる内政干渉権の主張に他ならなかった。

ついでアメリカはヨーロッパ諸国への巨額の債務状態こそがこうしたラテンアメリカの不安定要因になっていると認識して、それを除去するためにアメリカの金融資本を動員して中南米諸国の債務を引き受けさせ、これらの国の資金の依存先をヨーロッパからアメリカに切り替えさせる「ドル外交」に乗り出した。しかもこのような債務の肩代わりにあたり、アメリカ資本がこげつきによる損害を蒙るのを防ぐため、関税など国家の歳入の財源そのものをアメリカ人の管理化におくなど、一段と深い内政干渉に踏み込むことになった。そしてこうした介入が現実に行われたカリブ海地域において、アメリカ帝国主義あるいはそれに従属している現地政権に対する批判や抵抗が強まることにより、アメリカは治安回復のため武力介入ならびにアメリカ軍の長期駐留といった事態を迎えることになった。しかしアメリカのナショナリズムの視点に立ったとき、カリブ海地域の不安定性はこの地域のとくに政治的な未熟さに起因しており、したがってアメリカの手で民主的な社会の実現に向けて指導することが必要とされ、アメリカはまさにその責務に当たっているのだとするいわゆる「宣教師外交」の論理が展開をみることになる。ここにも「帝国」形成あるいは拡大を支える要素として、「明白な運命」にもみられた市民的およびエスニック双方のナショナリズムの結節した強固な国家意識が一貫して脈打っていたといえるのである。

4 アメリカ例外主義とその二面性

以上みてきたアメリカのナショナリズムはある種の例外主義というべき認識を伴っており、それが現実の機能の仕方に影響を及ぼしている点に注目する必要がある。この例外主義とはアメリカは他の国々とは異なっているということだが、アメリカだけが自由で民主的な社会であり、あるいはアメリカの共和制こそが最良の民主的制度といえるものであり、さらにはアメリカは資本の利害のために戦争を繰り返してきた邪悪なヨーロッパとは別の世界であるというように、アメリカの良さ、すばらしさ、民主制、非帝国性などを強調する認識の仕方に他ならない。こうした自国イメージはアメリカが植民地時代から自治を育んできた「生まれながらにして自由」な社会であり、近代世界史上最初の共和制国家であり、また独立宣言の崇高な理念により建国したといった歴史認識を通して市民的ナショナリズムの構成要素となり、さらにその優越性の意識のもとにエスニック・ナショナリズムにも色濃く反映していたといえる。

だがとくに例外主義の認識の対外関係への表出という点で注目すべきは、それが歴史的状況や条件の相違によって、ある場合には強い不介入主義の方針となり、ある場合には逆に際限のない介入主義というまさに正反対の方向にアメリカを向かわせているということである。それに加えてもう1つ重要なのはある時期までこの不介入か介入かの路線の相違が地域性を有していた、つまりヨーロッパに関しては不介入であるのに対して西半球や太平洋方面では早くから介入の立場が強く出ていたが、最後には地域に関わりなく介入路線に収斂していったことであろう。

このような例外主義的な論理が対外政策に初めて明確な形をとって示されたのは前述したモンロー主義とみることができる。それはアメリカとヨーロッパの体制の違いを重視する体制論的外交という性格をもち、その相違を論拠に相互不介入を主張したのだった。そしてまた相互不介入の立場には、共和制か専制の社会かといった体制の問題に加えて、ヨーロッパとの関係においてアメリカがまだ相対的に力が弱かったという状況も作用していたといえる。アメリカにとって相互不介入の路線は例外的に民主的な

アメリカの体制を守るといった目的意識もあったのである。こうした不介入主義は対ヨーロッパ外交の基本的路線として第一次世界大戦まで続くが、大戦の勃発に際して時の大統領ウィルソンが中立宣言を発した論拠の1つは、大戦が列強の帝国主義的利益をめぐる紛争に他ならず、それとは無縁のアメリカに関わるべきものではないとする例外主義的な理由付けだった。そしてアメリカは最後に様々な要因が作用して参戦することになるが、その場合でもウィルソンは連合国 (Allied Power) に対してアメリカを協力国 (Associate Power) という表現で区別し、他の帝国主義諸列強の仲間との相違を強調したのである。この識別は現実にはあまり意味のないことだったともいえるが、アメリカ例外主義の自己認識の視点に立つときわめて重要な措置だったのである。

ウィルソンによるアメリカ例外主義の国際主義への転化の問題は後に論及するが、アメリカ世論は第一次大戦後、ヴェルサイユ条約にみられたあまりに貪欲な戦勝国の帝国主義的利益の追求に幻滅し、(このような世論の動向自体ある意味で例外主義的風潮を反映していたといえよう) 国際連盟への加盟を拒否して、いわゆる孤立主義の立場に立ち返った。そして1930年代ファシズム勢力の台頭で国際情勢が不穏になる中で、中立法を制定して大戦に再度巻き込まれることを避けようとしたが、これは例外主義が不介入の方向に機能した最後のエピソードだったといえる。F.D.ローズヴェルト大統領は孤立主義的な世論の風潮を乗り越えるのに苦労し、参戦回避のための連合国支援といった政策論で対応したが、最終的に参戦への道を開いたのはいうまでもなく日本軍の真珠湾奇襲攻撃だった。この過程でアメリカの孤立主義と再度の大戦の勃発とを関連づける見方が定着することにより、不介入主義は影を潜め、アメリカの外交方針は介入路線へと180度の転換を示すことになった。

だがアメリカ例外主義的な認識をもとにした全面的な介入路線は、すでにウィルソンの国際主義として提示されていた。それはアメリカが他の世界と異なるから殻にこもるのではなく、アメリカが他と違って民主的であるが故に、まさにアメリカが恒久平和を可能にする民主的な国際秩序の建設に向けて主導的な役割を演じようとする立場であった。具体的には国際

連盟を軸にした集団安全保障、民族自決、あるいは開かれた機会と自由競争をもとにした自由主義的な秩序の形成ということになる。ウィルソンにとり、大国となったアメリカはたんなるナショナル・インタレスト追求の域を越えて、国際的な指導者としての責務を担うべきであると考えられたのである。

これはいく分極端な言い方をすれば、アメリカの理念の世界的規模での拡大を志向する立場であったとみることができる。だが従来からの権力政治的な国益論者からすれば、国際主義は国際機構の制約を受けるなど「行動の自由」を失い、アメリカの利害に関してマイナスになるとみなされ、ウィルソンは孤立主義的世論だけでなくこうした国益論者の反対にも直面して、挫折を余儀なくされたのだった。その意味では、国際主義の立場がアメリカの基本方針となるには、不介入主義的国際認識からの脱却に加えて、アメリカの国力が超大国的となり、アメリカが「行動の自由」の面で制約を受けるのではなく、逆に国際社会をアメリカの望む方向に引っ張っていける立場に立つことが必要であった。そして第二次世界大戦を通してアメリカはそうした力を手にし、主導的役割を果たすことになったのである。

5 一国覇権的状况とアメリカニズム

第二次世界大戦後、アメリカはいわゆる自由主義陣営の盟主として共産圏と対峙し、したがってその国際主義も地球的規模には及ばなかったが、注目すべきは当初 1947 年にトルーマン・ドクトリンとして具体化する政策・戦略が、ウィルソン国際主義にみられた国際秩序建設の指導者たる役割を自認しただけでなく、その理念に関し遠く遡ってモンロー・ドクトリンで明確に認められた体制論外交のアプローチが躍動していたことである。もとよりアメリカはじめ国際社会の状況が根底から変化しており、実際の政策内容は異なっているが、しかし民主的なアメリカと非民主的な共産圏とを対置し、そこに善悪の倫理的価値観を持ち込んでいる点で、強烈なアメリカのナショナリズムの基調が一貫して認められたのである。しかもモ

ンロー・ドクトリンの場合、専制の社会ときめつけたヨーロッパが相対的に強力であるため、自衛的な意味合いで境界を設定したのに対し、トルーマン・ドクトリンではアメリカが優位に立ち、共産圏を包囲して封じ込めるという方策が可能であった。

この封じ込め網を維持する軍事・経済力はアメリカにしかなく、アメリカは国際的警察力としての役割を自認し、さらに封じ込め網を破って膨張しようとする共産圏側の動きに対してはいかなる地域であれ介入する必要があるとすると、論理的にはこれは無限定的な介入に向かう可能性を孕んでいた。このような世界的な広がりをもつに至ったアメリカの責務あるいは負担なるものを国民に理解させ納得させるには、当然それにみあう強いナショナリスティックな国民意識の高揚が求められる。そのための決め手となる要素として導入されたのが政治的ならびに宗教的な倫理観だったといえる。つまり世界を自由の社会と全体主義の社会とに単純に二分して、アメリカの体制である前者を善、共産圏の後者を悪として、その中間はなく、世界のいかなる地域であれその二者択一を迫られているとし、加えてアメリカは神を信ずる社会、共産圏は無神論の社会ときめつけることにより、双方の正邪の相違をいっそう鮮明に強調した。冒頭で言及した「国旗への忠誠の誓い」にアメリカを「神の下にある国」とする言葉が挿入されたのも、まさにこういう状況の下でであった。複雑な利害関係が錯綜しており、取引や交渉や譲歩などが不可欠な国際政治の場にこうした善悪論や正邪論を持ち込むのは、外交に必要な広い視野や柔軟な姿勢を困難にし、弊害が大きいといわざるをえないが、アメリカ国民を共産圏との対決路線に動員するうえではこれほど効果的な方策はなかったと考えられよう。そしてこうしたアプローチの終着点はアメリカを「正義」とする信念を不動のものとし、アメリカの理念を絶対化し、アメリカ的価値観からしか多様な世界をみようとしない硬直したアメリカ中心の国際観に他ならなかった。

もとより現実の政策や戦略においてトルーマン・ドクトリンの対決路線がそのまま機能したわけではない。国際関係における「多極化」の趨勢、米ソ間の共存路線の模索、アメリカ経済の地盤沈下、そしてなかでもヴェトナム戦争での挫折などにより、アメリカは1970年のニクソン・ドクトリ

ンにみられるように政策の軌道修正や戦略の再編を余儀なくされた。だがそれに続くデタント（緊張緩和）期におけるアメリカの国際的立場の後退というべき状況の下で、欲求不満状態におかれた積極的介入論者の中から新たな保守勢力が台頭し、1980年代末から90年代初頭にかけての共産圏の国家体制の危機・解体を経て、アメリカ中心のグローバリズム出現という新たな局面において政治の檣舞台に躍り出ることになった。

これまでみてきたようにアメリカのナショナリズムの理念や動きは何らかの特定の勢力に依拠していたのではなく、国家的な性格をもつものであったのはいうまでもない。また現在際立っている単独行動主義的なスタンスも、政権担当者の政策方針に左右されている面が大きいにせよ、より基本的にはとくに軍事力の突出したアメリカが一国覇権的な超大国的存在になっているという客観的な条件の所産であることは否定できない。だがとくにブッシュ政権に強く根をはったいわゆる新保守主義（ネオ・コンサーヴァティズム）の思想や政策論には、ある種の特異ともいえるナショナルスティックな性向が認められる。

第二次大戦後アメリカは対外政策に関しては超党派的外交を原則とし、保守派とリベラル派との間の食い違いが表面化することはあまりなかった。だが保守派がアメリカの伝統的な価値観を重視しつつ、外交面では力や利害の計算をもとにした現実主義の路線を指向したのに対し、福祉国家の政策論に依拠したリベラル派は、トルーマン・ドクトリンの提示やヴェトナム戦争への突入にうかがえるように、外交面では保守派よりもいっそうイデオロギー的対決や積極的な介入論の立場に立つという面もみられた。ヴェトナム戦争の失敗によりリベラル派の勢力は後退し、介入路線の抑制を余儀なくされたが、こうした自制に同調できない介入論者はリベラル派の民主党から「強いアメリカ」の再現を謳ったレーガンの極右的保守主義の共和党に移る動きを示した。ここにアメリカの伝統的価値観にこだわる極端な保守主義とイデオロギー的対決路線の系譜をひく強靱な介入主義とのドッキングがなされたのだった。新保守主義とはまさにそうした極右的な保守の理念と強固な介入論を合わせもった勢力に他ならず、そうした点で従来の保守やリベラルとは異なるスタンスといったものが認められるので

ある。

もとより新保守主義がアメリカ政治の表舞台に躍り出て主導的役割を演じるには、国の内外でいくつかの若干の重要な変化や動きが必要とされた。なかでも「冷戦の終焉」といった状況の中で、アメリカが唯一のとくに軍事的超大国としての国際的地歩を手にしたこと、アメリカ社会の全般的な保守化傾向、あるいは極右的性格の濃い共和党ブッシュ政権の登場などが大きな意味をもつが、決定的な梃子の役割を演じたのが9/11同時多発テロ事件だったことは論をまたない。テロ事件は少なくとも結果としては低迷状態にあったブッシュ政権の息を吹き返らせ、とくに新保守主義者に格好の活動の機会を提供し、そしてアメリカのナショナリズムの動きに関しても新たな局面の展開をみることになったのである。

アメリカ中心のグローバリズム的状况を背景としつつテロへの強烈な危機意識によって強化されたブッシュ政権下のナショナリズムは、従来からのナショナリズムの動きからもとより多くの要素を継承しながらも、いくつかの特色が認められよう。まずアメリカの安全を最重要視する立場から、その支配的力とくに軍事力の最大限の活用が企図されている。そしてそのために必要あるいはより有効と考えれば先制攻撃をも辞さない。むしろ当初から追従国は別として国際的な連携や協調にはあまり期待をかけず、専ら単独行動主義に立って事態の打開を図る方針をとっている。ここにもある種の例外主義的な立場が反映しているとみることもできる。他方でアメリカの安全には世界の他の地域をも可能な限り「アメリカ化」する、すなわちアメリカの理念や制度、さらには価値観を受け入れさせ、それらをアメリカと共有する社会に作り変えることを目指す。それはとりもなおさず軍事的な一國覇権的状况下でのアメリカ的世界の拡張を志向するという意味でアメリカニズムというべき性格を濃厚に有するといえる。そこには単独行動主義に向かう動きとは違う論理ではあるが、やはり例外主義的な認識が作用しており、したがってアメリカとは異なる他の世界への無限定的な介入の方向に向かう可能性を強く孕んでいるといわざるをえない。

またこうしたアメリカニズムの高まりにおいて、キリスト教原理主義的な理念が深く絡んでいることも見過ごすことはできない。それは新保守主

義勢力がファンダメンタリスト的なキリスト者連盟を軸とする宗教右翼と結びついており、またそうした階層を国内の重要な政治的基盤としていることとも関連している。宗教面でまさに多元的な世界で、この立場ないしアプローチがどれほど有効か問題であり、「文明の衝突」なるものを際立たせることになりかねないが、他方でブッシュ政権の保守的性向を筋金入りのものとするうえでは重要な意味を有しているのである。さらにこのような極右的な保守の路線を支える強力な要素となっているものに、世論レベルでの愛国心の異常なまでの高揚がある。この機運はもとより同時多発テロ事件の衝撃で触発された不可避的時流であるが、ブッシュ政権による政治的動員によって肥大化した面が大きいことも否めない。そしてこの風潮はアメリカを「正義」の権化として絶対視する自国認識をいつそう強固なものにしている。このような状況では、ブッシュ政権のイラク戦争の大義名分がいかにかげられたかは、アメリカ世論に関する限りあまり問題とされず、むしろ大義名分が崩れただけブッシュ大統領はアメリカの「正義」なるものを無条件的に強調して、イラク戦争の「正しさ」を訴える選挙運動を展開した。彼の再選も対立候補の勝利はアメリカの「正義」の否認につながりかねないとする世論の受け止め方に負うところが無視できないように思われる。

またアメリカニズムは理想的にはグローバルな規模での「アメリカ化」を目指すものではあっても、現実にはそうした「普遍性」指向から大きくかけ離れていることは歴然としている。例えばアメリカの民主主義と矛盾する独裁的政権に関しても、親米であるか否かによって対応が根本から異なり、核兵器開発問題にしてもイスラエルに対しては黙認する一方、イランの場合には強硬な拒否の姿勢を示すなど、いわゆる二重基準（ダブル・スタンダード）の対応の仕方が随所にみられる。結局のところアメリカにとって肝要なのは普遍的な理念ではなく国益であるといったことが現実となっている。その意味ではアメリカニズムなるものは一段と深刻な弊害や矛盾を内包していると考えざるをえない状況にある。

こうしたアメリカのナショナリズムを国際社会においていく分なりとも健全に機能させるにはどのようなことが望まれ、あるいは必要なのだろう

か。これはきわめて大きな課題であり、単純な回答は不可能であるが、あえて2、3の意見を提示しておきたい。

まず基本的問題は、アメリカが理念や制度面でいかにすばらしいものを有しているにせよ、その理念の信条化とか価値観の絶対視といった状態から脱け出すことであろう。これは世界の多様性や多元性を認識すると同時に、自己を相対化して捉えたり、客観的に見直すことに他ならないが、そうしてはじめてアメリカのナショナリズムの良さも生きてくるように思われる。それと関連して、国内では諸々の少数派の状態を改善する改革のアプローチとして多文化主義の思想や動きが展開しているが、(もとよりアメリカの統合にとってこれは弊害となると反対する勢力が強いのも事実だが、)この多文化主義の理念を率先して国際社会に適用することはきわめて意義深いといえよう。実際に国際的多文化主義というべき立場に立てるかどうかが、これからのアメリカの進路を大きく左右することになると思われる。またアメリカは社会改革の一環として長年にわたり「福祉国家」の建設に従事してきたが、国際面での福祉により積極的かつ全面的に取り組み、その膨大な国力を軍事面ではなく国際的福祉面で活用することこそ、アメリカの評価を高めることになろう。最後にアメリカは国内の民主主義の理念として、特権へ反対や抑制ならびに平等を重視してきた。しかし国際社会におけるアメリカは核兵器開発を含め自己の特権的立場を追求し続けると共に、国益の視点から二重基準的施策を当然のこととしてきた。この点アメリカのナショナリズムがその理念の価値を発揮するには、自己の特権に対する自制的な対処と公正な基準の公平な適用が求められているといえよう。言い換えれば対外関係において、アメリカがいかに「帝国」的立場から離れ民主的になりうるかが、アメリカの良さが国際的にいかに理解されたり評価されるかの鍵になると思われるのである。

参考文献

- 古矢旬『アメリカニズム「普遍国家」のナショナリズム』東京大学出版会、2002年
五十嵐武士『覇権国アメリカの再編 冷戦後の変革と政治的伝統』東京大学出版会、2001年
清水知久『アメリカ帝国』亜紀書房、1968年
大津留(北川)智恵子、大芝亮編著『アメリカのナショナリズムと市民像ーグローバル時代の視点からー』ミネルヴァ書房、2003年
久保文明編著『G.W.ブッシュ政権とアメリカの保守勢力ー共和党の分析ー』日本国際問題研究所、2003年
新川健三郎「戦後アメリカの世界戦略体制の史的考察」『歴史学研究』第357号、1970年
新川健三郎・長沼秀世『アメリカ現代史』岩波書店、1991年
ルイス・ハーツ、有賀貞・松平光訳『アメリカ自由主義の伝統』有信堂、1963年
ウィリアム・A・ウィリアムズ、高橋章・松田武・有賀貞訳『アメリカ外交の悲劇』御茶の水書房、1986年
シーモア・リップセット、上坂昇・金重紘一訳『アメリカ例外論』明石書店、1999年